

アジア風力発電株式会社「(仮称) 益田匹見風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和2年8月18日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 益田匹見風力発電事業環境影響評価方法書について、アジア風力発電株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、島根県知事及び広島県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：島根県益田市匹見町
原動力の種類：風力(陸上)
出力：最大 60,000 kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和 元年 8月 2日
環境大臣意見受理	令和 元年10月18日
経済産業大臣意見発出	令和 元年10月24日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 2年 1月 9日
住民意見の概要等受理	令和 2年 4月24日
島根県知事意見受理	令和 2年 7月22日
広島県知事意見受理	令和 2年 7月22日
経済産業大臣勧告発出	令和 2年 8月18日

問合せ先：電力安全課 沼田、須之内
電話03-3501-1742(直通)

アジア風力発電株式会社「(仮称)益田匹見風力発電事業環境影響
評価方法書」に対する勧告内容

1. 本方法書に記載されている各環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法は、事業計画が定まっていない状況で設定されているため、事業計画を策定あるいは変更した際は必ず見直しを行い、適切な調査、予測及び評価を行うこと。
2. 事業実施区域周辺には既設の風力発電設備が稼働していることから、調査、予測及び評価に当たっては、入手し得る情報を活用し、累積的な影響を考慮した上で、適切に行うこと。
3. 事業実施区域及びその周辺には、特別天然記念物オオサンショウウオや絶滅危惧種であるゴギを始め、多種の希少な水生生物等が生息・生育している。また、陸域にはしまねレッドデータブック掲載種や天然記念物のヤマネが生息・生育している可能性があり、イヌワシの生息、クマタカの繁殖などの希少な鳥類やコウモリ類等も確認されていることから、調査の実施にあたっては、専門家等の意見を踏まえ、適切な時期、位置、手法により、適切な調査、予測及び評価を行うこと。

(島根県知事及び広島県知事からの意見書の写しを添付)